小布施町起業支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域経済の活性化と雇用の促進を図り、もって活力とにぎわいのある商店街づくりを推進するため、町内で新たに事業を実施しようとする者に対し、その起業に必要な経費の一部を予算の範囲内において小布施町起業支援事業補助金（以下「補助金」という。）として交付することについて、小布施町補助金等交付規則（昭和 46 年規則第 6 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 起業　次のいずれかに該当するもの。

ア　事業を営んでいない個人が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条に規定する開業の届出により、新たに事業を開始する場合

イ　事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合

ウ　事業を営んでいない個人が、親族或いは第３者が営む事業を継承し、かつ当該事業を継続発展させるための新たな取組を開始する場合

(2) 事業所等　事業の用に供する事務所、店舗、工場等をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において補助事業年度内に起業を予定している者又は申請日から遡って２年以内に起業した者であって、次の各号すべてに該当する者とする。

(1) 町内に在住している者又は第 10 条に規定する実績報告を提出する日の前日までに町内に在住できる者

(2) 町内に事業所等を設置し、又は設置しようとする者

(3) 小布施町商工会の起業相談及び指導を受けた事業計画書を有し、継続発展する見込みのある事業を起業する者

(4) 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）により認定を受けた、須坂市・高山村・小布施町の「創業支援等事業計画」に記載のある特定創業支援等事業のうち、商工会議所・各商工会・支援協議会が開催する「創業セミナー」または長野信用金庫が開催する「創業カレッジ」による支援を申請日から遡って２年以内に受けた者、又は補助事業完了までに受ける者

(5) 許認可等を必要とする業種の起業にあっては、既に当該許認可等を受けている又は第 10 条に規定する実績報告を提出する日の前日までに受けようとする者

(6) 小布施町又は前住所地の市町村に市町村税等（国民健康保険税・介護保険料・保育料・上下水道料などを含む。）の滞納の無い者

(7) 小布施町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 16 号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員でない者
(8) 起業により、地域経済の活性化を図り、小布施町のイメージアップ及びにぎわい創出等に取り組む者
(9) 起業にあたり小布施町空き店舗等活用事業補助金交付要綱（令和３年小布施町告示第 41 号）に定める補助金の交付を受けない者

２　前項の規定にかかわらず、起業しようとする事業又は起業した事業が次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

(1) 仮設又は臨時の事業所その他その設置が恒常的でない事業所で行う事業
(2) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づき行う事業
(3) 関係法令に違反するもの
(4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
(5) その他町長が適切でないと認める事業

（補助対象業種）

第４条　補助の対象となる業種は、次に掲げるものとする。

(1) 日本標準産業分類（令和５年総務省告示第 256 号）に掲げる業種のうち、次に掲げるもの
　ア　建設業
　イ　製造業
　ウ　情報通信業
　エ　卸売業、小売業
　オ　学術研究、専門・技術サービス業
　カ　宿泊業、飲食サービス業
　キ　生活関連サービス業
　ク　教育、学習支援業
　ケ　医療、福祉のうち施術業
　コ　サービス業（他に分類されないもの）
(2) 前号に掲げるもののほか、当町の産業振興に寄与すると町長が認めるもの

２　前項の規定にかかわらず、起業しようとする事業が別表に該当する場合は、補助対象から除くものとする。

（補助対象経費及び補助率）

第５条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、起業に係る事業のうち補助金交付決定年度に実施される事業であって、対象経費および補助率は、次のとおりとする。ただし、国、県、その他の機関から起業に関連する補助を受ける場合は、この補助対象経費から除くものとする。

対象経費	補助率・期間
(1)事業所等新築・増改築工事費（建物又は土地の取得費及びそれに伴う移転補償に要する経費を除く） (2)設備費 (3)開業に伴う広告宣伝費 (4)設備備品等の賃借料 (5)備品購入費（消耗品及びパソコン、一般車両等汎用性の高い物品を除く） (6)経営指導に係る費用 (7)市場調査費、展示会等の出店費 (8)その他、町長が特に必要と認める経費	左に掲げる対象経費合計額の３分の１以内とし、50 万円を限度とする。

２　前項の規定により算出された補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

３　補助対象事業の実施期間は、交付決定日以後、当該日の属する年度の末日までとする。

４　この告示に基づく補助金の交付は、当該補助対象者につき１回限りとする。

（補助金の交付の条件）

第６条 次の各号に掲げる事項を補助金交付の条件とする。

(1) ２年以上継続して事業を実施すること

(2) 前条に掲げる経費のうち、事業所等新築・増改築工事費補助については、事業所等を新築するまたは外観を大幅に改築する場合は、小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例（平成 17 年条例 17 号）第 15 条の規定による住まいづくり相談所の相談を受けること

(3) 小布施町景観計画に設けられた方針に基づき、景観形成に配慮し事業を推進すること

(4) 積極的に地域活動に参加するよう努めるものとすること

(5) 小布施町商工会に加盟すること

（補助金の交付申請等）

第７条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ起業支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

２ 前項に規定する補助金交付申請書に添付する関係書類は、次のとおりとする。

(1)　事業所等の位置図

(2)　新築・増改築工事に係る事業所等の写真（施工前）

(3)　補助事業に係る仕様書・図面及び見積書

(4)　補助事業に係る収支予算書

(5)　事業計画書及び小布施町商工会の意見書
(6)　事業所等に係る賃貸借契約書の写し
(7)　町税の納付確認に関する同意書又は町転入前に居住していた市区町村が発行する納税証明書
(8)　許可証等の写し（許可等を有する業種のみ）
(9)　開業届出書の写し（個人事業主で開業済の場合）
(10)　登記事項証明書又は法人設立届出書の写し等起業したことが確認できる書類（法人で開業済の場合）
(11)　その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第８条　町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに交付決定の可否を行い、小布施町起業支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（変更申請）

第９条 申請者が申請内容を変更しようとするときは、速やかに小布施町起業支援事業変更（中止・廃止・完了期限延長）承認申請書（様式第３号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

（実績報告）

第 10 条 第８条に規定する補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後、速やかに小布施町起業支援事業実績報告書（様式第４号）に必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

２ 前項に規定する実績報告書に添付する関係書類は、次のとおりとする。
(1)　補助事業に係る収支決算書
(2)　補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し
(3)　新築・増改築工事に係る事業所等の写真（施工後）
(4)　設置した設備・備品等の状況が分かる写真
(5)　広告宣伝、経営指導、市場調査、展示会等の出展に係る実施内容の分かる書類
(6)　補助金交付申請時に町外在住であった場合は小布施町に転入した記載のある住民票
(7)　商工会入会届の写し（小布施町商工会の受領印が押印されたもの）
(8)　許可証等の写し（許可等を有する業種で申請時に未提出の場合）
(9)　開業届出書の写し（個人事業主で申請時に未提出の場合）
(10)　登記事項証明書又は法人設立届出書の写し等起業したことが確認できる書類（法人で申請時に未提出の場合）
(11)　その他町長が必要と認める書類

３ 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過し

た日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日とする。

（額の確定）

第 11 条　町長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、小布施町起業支援事業補助金の額を確定し、その旨申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 12 条 申請者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに小布施町起業支援事業補助金交付請求書（様式第５号）を町長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第 13 条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消すことができる。交付決定が取り消された場合、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき

(3) 補助事業の完了後２年未満で事業を中止または廃止若しくは町外へ移転したとき

(4) その他町長が必要と認めたとき

（その他）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和４年３月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

補助対象外とする業種
１　学術研究、専門・技術サービス業のうち下記のもの (1) 中分類 71－学術・開発研究機関 (2) 中分類 72－専門サービス業（他に分類されないもの）のうち下記のもの 管理、補助的経済活動を行う事業所、法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所 (3) 小分類 729－その他の専門サービス業のうち下記のもの 興信所、不動産鑑定業 ２　生活関連サービス業のうち下記のもの (1) 細分類 7999－他に分類されないその他の生活関連サービス業に属する下記のもの 易断所、観相業、相場案内業 (2) 中分類 80－娯楽業 ３　サービス業（他に分類されないもの）のうち下記のもの (1) 中分類 88－廃棄物処理業 (2) 中分類 91－職業紹介・労働者派遣業 (3) 細分類 9299－他に分類されないその他の事業サービス業に属する下記のもの 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く） (4) 中分類 93－政治・経済・文化団体 (5) 中分類 94－宗教 ４　その他下記に該当するもの (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により規制の対象となるもの

備考　産業の分類は、日本標準産業分類（令和５年総務省告示第 256 号）による。